

大山崎町福祉団体研修所貸付募集要項

(令和8年4月)

1. 募集の趣旨

大山崎町では福祉団体研修所において、障害者総合支援法に基づき地域生活支援事業「地域活動支援センター」を実施しています。現在の利用者の生活の拠点の確保及び安定を図り、より多様な支援を提供できる体制を整えることを目的とし、新たに障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業（以下「就労継続支援B型事業」という。）を実施する事業者に対して、同施設の貸し付けを行うため、運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2. 貸付内容について

(1) 貸付物件

以下の施設を貸し付けします。

名 称	大山崎町福祉団体研修所
所 在 地	大山崎町字大山崎小字早稲田 1 番地
延 床 面 積	180.363㎡（倉庫を含む）
建物の構造	鉄骨造 1 階建

(2) 貸付期間

令和8年10月1日から令和14年3月31日

(3) 貸付料

月額100,000円（消費税別）とします。

(4) 貸付条件

① 貸付用途

就労継続支援B型事業

② 事業内容等

別紙「仕様書」のとおり

③ 貸付方法

ア 地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付けとします。

イ なお、契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第25条の規定に基づく一時使用目的の賃貸借契約とします。

ウ 貸付物件は、現状有姿での貸付とします。

エ 光熱水費は、事業者負担とします。なお、電気代については、町の指定する方法により納付することとします。

④禁止事項

ア 事業者は使用物件を他の者に譲渡し、委託し、転貸し、又は担保にすることはできません。

イ 事業者は貸付対象財産の使用にあたり、貸付財産の形質を変更することはできません。ただし、あらかじめ町から承認を受けたときは、この限りではありません。

⑤貸付期間終了時の条件

事業者は貸付期間が満了したとき、又は「4. 契約の解除」により契約を解除された場合は、直ちに自己の負担で貸付対象財産を現状に回復して町に返還しなければなりません。この場合、事業者は町に対し、返還に伴って発生する費用及び立退料等一切の請求をすることができません。

3. 借受人の義務

(1) 調査協力義務

使用状況等を把握するため、町は随時に貸付物件を実地調査し、又は借受人に対して必要な報告を求めることができるものとします。この場合、借受人はこれに協力しなければなりません。

(2) その他

ア 借受人は、善良なる管理者の注意をもって貸付財産を使用・管理し、契約目的に沿った使用をするものとします。

イ 借受人には、貸付財産を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。貸付期間中は借受人が物件全体の管理責任を負うものとし、その維持管理に必要な費用は借受人の負担とします。

ウ 借受人は、町が貸付対象財産の管理上必要な事項を借受人に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

エ 借受人は、貸付対象財産の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分配慮してください。

オ 借受人は、貸付対象財産について、現状変更等をしようとする場合は、別途町へ申請し、許可を受けたうえで作業等を実施してください。なお、工事着手は契約開始後となります。

4. 契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することがあります。また、この場合、町又は第三者に損害を与えたときは、全て借受人の責任でその損害を賠償しなければなりません。

- (1) 借受人が「2. 貸付内容について」記載の事項に違反、あるいは「3. 借受人の義務」記載の義務を果たさない場合。

この場合、納入済の貸付料の返還はいたしません。

- (2) 町が貸付物件を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。

この場合、納入済の貸付料については、貸付期間の残存日数に応じて返還します。

- (3) 借受人が、契約期間にかかる貸付料全額を納入し、書面による契約解除の申し入れをした場合。この場合、納入済の貸付料の返還はいたしません。

5. 応募の資格

応募資格は次の条件のすべてを満たすものとします。

- (1) 就労継続支援B型事業の指定を受けている、又は受ける見込みがあること
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
(3) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続中、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の団体でないこと。
(4) 国税又は地方税を滞納していないこと。
(5) 事業の運営等に必要な資力を備えており、本町が指定する期日までに公有財産貸付契約を締結し、貸付料の支払いが可能であること。
(6) 本募集要項及び仕様書の内容を遵守し、事業を適切に行えること。

6. スケジュール（予定）

事項	日程
①大山崎町ホームページの公開（仕様書等の公表）	令和8年4月1日（水）
②質問受付	令和8年4月1日（水）から 4月10日（金）17時まで
③質問に対する回答	令和8年4月24日（金）
④応募申込の受付	令和8年4月20日（月）から 5月8日（金）まで

⑤プレゼンテーション	令和8年5月下旬頃
⑥結果通知	令和8年6月中旬～下旬
⑦契約締結に向けた協議	令和8年6月下旬～7月中旬
⑧就労継続支援B型事業所指定登録等	(京都府乙訓保健所と相談)
⑨契約締結・事業開始	令和8年10月1日(木)

※スケジュールは予定であり、都合により変更する場合があります。

7. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答については、下記のとおり行うものとします。

(1) 質問の受付期間

令和8年4月1日(水)～4月10日(金) 17時まで

(2) 提出方法

質問票(様式1)に必要事項を記入のうえ、郵送(必着)、FAXまたはE-mailのいずれかの方法で、「大山崎町役場 福祉課社会福祉係」宛てに提出すること。

(3) 回答

提出されたすべての質問と質問に対する回答は、質問者の名称を伏せて質問回答書にとりまとめ、令和8年4月24日(金)までに大山崎町のホームページに掲載します。

8. 応募の手続き

(1) 申請書類の提出方法等

① 提出方法

持参又は郵送

ア 持参の場合

土・日・祝日を除く、8時30分から17時00分(12時から13時を除く)まで

イ 郵送の場合

配達証明等、到着日時の記録が残る方法をとること

② 提出期間 令和8年4月20日(月)から5月8日(金)まで

③ 提出場所 大山崎町健康福祉部福祉課社会福祉係

④ 提出部数 正本1部、副本5部

⑤ 提出書類

ア 行政財産貸付申込書(様式2)

- イ 事業計画書（様式3）
- ウ 収支計画書（様式4）
- エ 法人概要及び実績（様式5）
- オ 法人の登記事項証明書
- カ 法人の定款又は寄附行為等の写し
- キ 完納証明書

9. 選定方法

公募型プロポーザル方式により、提出書類のほか、参加者によるプレゼンテーションの内容に基づいて、総合的に判断します。なお、審査は非公開とします。

（1）プレゼンテーション

【実施概要】

- ・実施日 令和8年5月下旬頃※日時については、改めて連絡
- ・実施場所 大山崎町役場
- ・出席者 1事業者につき3名まで
- ・実施内容 1事業者につき30分程度を予定
(事業計画書の説明：20分程度、質疑応答：10分程度)

（2）審査結果

すべての参加事業者に審査結果を通知します。

10. 契約

審査結果の通知を受けた事業者は契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、大山崎町と賃貸借契約の締結に向け協議するものとします。

11. その他

- （1）提出された申請書類は、原則として返却しません。
- （2）提出された申請書類は、情報公開の請求により、非公開とすべき個人情報等を除き公開することがあります。
- （3）申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。
- （4）本要項に定めのない事項については、別途、大山崎町の指示によるものとします。

12. 問い合わせ先

大山崎町健康福祉部福祉課社会福祉係

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地

電話 075-956-2101 FAX 075-957-4161

E-Mail fukushi@town.oyamazaki.lg.jp